

消費税のプラットフォーム課税に関するQ&A
(国外事業者用)

令和6年7月
国税庁消費税室

凡例

○ 文中、文末引用の条文等の略称は、次のとおりです。

法 …………… 消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）

所法 …………… 所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）

法法 …………… 法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）

令 …………… 消費税法施行令（昭和 63 年政令第 360 号）

基通 …………… 消費税法基本通達（平成 7 年 12 月 25 日付課消 2－25 ほか 4 課共同「消費税法基本通達の制定について」通達の別冊）

《 目 次 》

（「プラットフォーム課税」の概要）

問1 「プラットフォーム課税」の概要を教えてください。…………… 1

（「国外事業者」の意義）

問2 「国外事業者」とはどのような者ですか。…………… 1

（「デジタルプラットフォーム」の意義）

問3 「デジタルプラットフォーム」とはどのようなものですか。…………… 2

（プラットフォーム課税の対象となるかどうかの確認）

問4 当社が行う消費者向け電気通信利用役務の提供が、プラットフォーム課税の対象となるかどうかは、どのように確認したらよいですか。…………… 2

（ショッピングサイトを介して行う物品販売）

問5 他の事業者が運営するインターネット上のショッピングサイトを介して行う物品販売はプラットフォーム課税の対象となりますか。…………… 3

（プラットフォーム事業者を介さずに消費者向け電気通信利用役務の提供の対価を収受する場合）

問6 当社は、デジタルプラットフォームを介して日本国内のユーザーに対しアプリ配信（消費者向け電気通信利用役務の提供）を行っており、その配信の対価は特定プラットフォーム事業者を介さずに当社の提供する決済サービスを通じて直接ユーザーから収受していますが、当社の行うアプリ配信はプラットフォーム課税の対象となりますか。…………… 3

（前払式支払手段に該当するゲーム内コインと引き換えに行う消費者向け電気通信利用役務の提供）

問7 当社は、デジタルプラットフォームを介して主に消費者向けにゲームアプリを提供する国外事業者ですが、当該ゲーム内のアイテム等の購入にのみ利用できるコイン（資金決済に関する法律に規定する前払式支払手段に該当するもの）を発行し、特定プラットフォーム事業者を介してその発行の対価を収受しています。

当該コインの発行はプラットフォーム課税の対象となりますか。また、当該コインと引換えに行うゲーム内アイテムの提供（消費者向け電気通信利用役務の提供）はプラットフォーム課税の対象となりますか。…………… 3

（日本支店がある国外事業者の電気通信利用役務の提供）

問8 当社は、デジタルプラットフォームを介して消費者向け電気通信利用役務の提供を行う国外事業者です。日本国内の消費者等に対する消費者向け電気通信利用役務の提供に係る業務は、主として当社の日本支店が行っていますが、プラットフォーム課税の対象となりますか。…………… 4

(プラットフォーム課税の対象となった場合の申告・納税)

問9 国外事業者が行う消費者向け電気通信利用役務の提供がプラットフォーム課税の対象となった場合、当該国外事業者の消費税の申告納税義務はどのようになりますか。…………… 5

(プラットフォーム課税の対象となる電気通信利用役務の提供に係るインボイス交付義務)

問10 当社は国外事業者であり、適格請求書発行事業者(インボイス発行事業者)となっていますが、当社が行う消費者向け電気通信利用役務の提供がプラットフォーム課税の対象となる場合、当該消費者向け電気通信利用役務の提供について、その役務提供の相手方(課税事業者)から適格請求書(インボイス)の交付を求められたときは、当社が適格請求書を交付することとなるのですか。…………… 5

(プラットフォーム課税の対象となった場合の基準期間における課税売上高等の算定)

問11 当社(12月決算)は、デジタルプラットフォームを介して消費者向けにゲームアプリを提供していますが、当該アプリの提供(消費者向け電気通信利用役務の提供)は、令和7年4月1日からプラットフォーム課税の対象となりました。
この場合、令和8年12月期及び令和9年12月期の納税義務の判定に当たって、基準期間における課税売上高に、プラットフォーム課税の対象となる当該アプリの提供の対価の額を含める必要はありますか。…………… 6

(プラットフォーム課税対象の消費者向け電気通信利用役務のための課税仕入れの仕入税額控除)

問12 当社は、デジタルプラットフォームを介して消費者向けにスマートフォンアプリを提供していますが、当該アプリの提供(消費者向け電気通信利用役務の提供)は、令和7年4月1日からプラットフォーム課税の対象となりました。当社は、日本国内の消費者等に対するアプリの提供に係る業務は、主として当社の日本支店が行っており、当該日本支店の建物の賃借料を支払っていますが、令和7年4月1日以後においても、この建物の賃借(課税仕入れ)に係る消費税額は仕入税額控除の対象となりますか。…………… 6

(プラットフォーム課税の対象となった場合の課税売上割合の計算)

問13 当社(9月決算)は、デジタルプラットフォームを介して消費者向けに音楽配信アプリを提供していますが、当該アプリの提供(消費者向け電気通信利用役務の提供)は、令和7年4月1日からプラットフォーム課税の対象となりました。
この場合、令和7年9月期の課税売上割合の計算はどのようになりますか。…………… 7

(プラットフォーム課税対象の消費者向け電気通信利用役務の提供の対価返還があった場合)

問14 当社は、デジタルプラットフォームを介して消費者向けにゲームアプリを提供していますが、当該アプリの提供(消費者向け電気通信利用役務の提供)は、令和7年4月1日からプラットフォーム課税の対象となりました。
ところで、プラットフォーム課税の対象となる前に行った当該アプリの提供について、令和7年4月1日以後、その対価の一部の返還等を行った場合、その返還等の金額に係る消費税額を控除することはできるでしょうか。…………… 7

(プラットフォーム課税の対象となった場合の中間申告義務の判定及び中間納付税額の計算)

問15 当社(3月決算)は、デジタルプラットフォームを介して消費者向けにスマートフォンアプリを提供していますが、当該アプリの提供(消費者向け電気通信利用役務の提供)は、令和7年4月1日からプラットフォーム課税の対象となりました。

この場合、令和8年3月期の中間申告義務の判定及び中間納付税額の計算はどのようになりますか。…………… 8

(特定プラットフォーム事業者の指定の解除の確認)

問16 特定プラットフォーム事業者については、その指定が解除される場合があるとのことですが、指定の解除があったかどうかは、どのように確認すればよいですか。…………… 8

(プラットフォーム課税の対象でなくなった場合の対応)

問17 プラットフォーム課税の対象であった消費者向け電気通信利用役務の提供について、プラットフォーム課税の対象でなくなった場合、どのような対応が必要ですか。…………… 9

(特定プラットフォーム事業者の指定解除時における国外事業者の納税義務の判定)

問18 当社(12月決算)が行う消費者向け電気通信利用役務の提供については、これまでプラットフォーム課税の対象となっていました。特定プラットフォーム事業者の指定が解除され、令和14年4月1日からプラットフォーム課税の対象とならないこととなります。

この場合、令和15年12月期及び令和16年12月期の納税義務の判定に当たって、基準期間における課税売上高に、プラットフォーム課税の対象となっていた消費者向け電気通信利用役務の提供の対価の額を含める必要はありますか。…………… 9

（「プラットフォーム課税」の概要）

問1 「プラットフォーム課税」の概要を教えてください。

【答】

事業者が日本国内の消費者等向けに行うアプリ配信等の電気通信利用役務の提供^{※1}（事業者向け電気通信利用役務の提供^{※2}を除きます。以下、「消費者向け電気通信利用役務の提供」といいます。）については、当該事業者が国内事業者か国外事業者（問2参照）であるかにかかわらず、当該役務提供を行う事業者が申告・納税を行うこととされています。

消費税法等の一部改正（令和6年度税制改正）により、令和7（2025）年4月1日以後に、国外事業者がデジタルプラットフォーム（問3参照）を介して行う消費者向け電気通信利用役務の提供で、かつ、特定プラットフォーム事業者（問4参照）を介して当該役務の提供の対価を収受するものについては、当該特定プラットフォーム事業者が当該役務の提供を行ったものとみなして、申告・納税を行うこととされました（プラットフォーム課税）（法15の2①）。

※1 電気通信利用役務の提供とは、アプリ配信のほか、電子書籍・音楽の配信などの電気通信回線（インターネット等）を介して行われる役務の提供をいいます。

※2 事業者向け電気通信利用役務の提供とは、国外事業者が行う電気通信利用役務の提供のうち、役務の性質又は当該役務の提供に係る取引条件等から当該役務の提供を受ける者が通常事業者に限られるものをいいます。

- プラットフォーム課税の対象は、国外事業者がデジタルプラットフォームを介して行う消費者向け電気通信利用役務の提供で、かつ、特定プラットフォーム事業者を介してその役務提供の対価を収受するものですので、次の場合はプラットフォーム課税の対象となりません。
 - ・ 国内事業者がデジタルプラットフォームを介して消費者向け電気通信利用役務の提供を行う場合
 - ・ デジタルプラットフォームを介さずに消費者向け電気通信利用役務の提供を行う場合
 - ・ デジタルプラットフォームを介して行う消費者向け電気通信利用役務の提供で、特定プラットフォーム事業者を介さずに当該役務提供の対価を収受している場合（問6参照）
- プラットフォーム課税の対象とならない消費者向け電気通信利用役務の提供は、これまでどおり、当該役務の提供を行う事業者が申告・納税を行うこととなります。
- 事業者向け電気通信利用役務の提供は、これまでどおり、当該役務の提供を受けた事業者が申告・納税を行うこととなります（リバースチャージ方式）。

（「国外事業者」の意義）

問2 「国外事業者」とはどのような者ですか。

【答】

プラットフォーム課税の対象は、国外事業者がデジタルプラットフォームを介して行う消費者向け電気通信利用役務の提供で、かつ、特定プラットフォーム事業者を介してその役務提供の対価を収受するものです。

「国外事業者」とは、次の者をいいます（法2①四の二、所法2①五、法2四）。

① 非居住者^{※1}である個人事業者

※1 非居住者とは、居住者（日本国内に住所を有し、又は現在まで引き続いて1年以上居所を有する個人）以外の個人をいいます。

② 外国法人^{※2}

※2 外国法人とは、内国法人（日本国内に本店又は主たる事務所を有する法人）以外の法人をいいます。

(「デジタルプラットフォーム」の意義)

問3 「デジタルプラットフォーム」とはどのようなものですか。

【答】

プラットフォーム課税の対象は、国外事業者がデジタルプラットフォームを介して行う消費者向け電気通信利用役務の提供で、かつ、特定プラットフォーム事業者を介してその役務提供の対価を収受するものです。

「デジタルプラットフォーム」とは、不特定かつ多数の者が利用することを予定して電子計算機を用いた情報処理により構築された場であって、当該場を介して当該場を提供する者以外の者が消費者向け電気通信利用役務の提供を行うために、当該消費者向け電気通信利用役務の提供に係る情報を表示することを常態として不特定かつ多数の者に電気通信回線を介して提供されるものをいい、例えば、アプリストアや電子書籍のオンラインモールなどがこれに該当します(法15の2①)。

(プラットフォーム課税の対象となるかどうかの確認)

問4 当社が行う消費者向け電気通信利用役務の提供が、プラットフォーム課税の対象となるかどうかは、どのように確認したらよいですか。

【答】

プラットフォーム課税の対象は、国外事業者がデジタルプラットフォームを介して行う消費者向け電気通信利用役務の提供で、かつ、特定プラットフォーム事業者を介してその役務提供の対価を収受するものです(法15の2①)。

「特定プラットフォーム事業者」とは、一定の要件を満たすプラットフォーム事業者として、国税庁長官の指定を受けた事業者をいい、指定を受けた特定プラットフォーム事業者は、プラットフォーム課税の対象となる消費者向け電気通信利用役務の提供を行う国外事業者に対して、プラットフォーム課税の対象となる旨及びプラットフォーム課税の対象となる年月日(特定プラットフォーム事業者の指定の効力が生ずる日)を通知することとされていますので、この通知によりプラットフォーム課税の対象かどうかを確認することができます(法15の2②⑤)。

また、国税庁ホームページにおいても、特定プラットフォーム事業者について、次の事項が公表されます(法15の2④、令29④⑤)。

- ① 特定プラットフォーム事業者の**デジタルプラットフォームの名称**
- ② 特定プラットフォーム事業者の**氏名・名称**
- ③ 特定プラットフォーム事業者の**指定の効力が生ずる日**

※ 令和7年4月1日からプラットフォーム課税の対象となる特定プラットフォーム事業者については、令和6年12月31日までに指定を行い、国税庁ホームページで公表します。

(ショッピングサイトを介して行う物品販売)

問5 他の事業者が運営するインターネット上のショッピングサイトを介して行う物品販売はプラットフォーム課税の対象となりますか。

【答】

プラットフォーム課税の対象は、国外事業者がデジタルプラットフォームを介して行う消費者向け電気通信利用役務の提供で、かつ、特定プラットフォーム事業者を介してその役務提供の対価を収受するものです(法15の2①)。

物品販売は、電気通信利用役務の提供に該当しませんので、プラットフォーム課税の対象となりません(法2①八の三)。

(プラットフォーム事業者を介さずに消費者向け電気通信利用役務の提供の対価を収受する場合)

問6 当社は、デジタルプラットフォームを介して日本国内のユーザーに対しアプリ配信(消費者向け電気通信利用役務の提供)を行っており、その配信の対価は特定プラットフォーム事業者を介さずに当社の提供する決済サービスを通じて直接ユーザーから収受していますが、当社の行うアプリ配信はプラットフォーム課税の対象となりますか。

【答】

プラットフォーム課税の対象は、国外事業者がデジタルプラットフォームを介して行う消費者向け電気通信利用役務の提供で、かつ、特定プラットフォーム事業者を介してその役務提供の対価を収受するものです(法15の2①)。

ご質問のアプリ配信(消費者向け電気通信利用役務の提供)は、その対価を特定プラットフォーム事業者を介して収受するものではないため、プラットフォーム課税の対象となりません。

(前払式支払手段に該当するゲーム内コインと引き換えに行う消費者向け電気通信利用役務の提供)

問7 当社は、デジタルプラットフォームを介して主に消費者向けにゲームアプリを提供する国外事業者ですが、当該ゲーム内のアイテム等の購入にのみ利用できるコイン(資金決済に関する法律に規定する前払式支払手段に該当するもの)を発行し、特定プラットフォーム事業者を介してその発行の対価を収受しています。

当該コインの発行はプラットフォーム課税の対象となりますか。また、当該コインと引き換えに行うゲーム内アイテムの提供(消費者向け電気通信利用役務の提供)はプラットフォーム課税の対象となりますか。

【答】

貴社が行うゲーム内のアイテム等の購入にのみ利用できるコイン(資金決済に関する法律に規定する前払式支払手段に該当するもの。以下同じです。)の発行は、資産の譲渡や役務の

提供に該当せず（基通6-4-5）、消費税の課税対象とならないことから、プラットフォーム課税の対象となりません。

一方、ゲーム内のアイテム等の購入にのみ利用できるコインと引換えに貴社が行うゲーム内アイテムの提供（消費者向け電気通信利用役務の提供）については、デジタルプラットフォームを介して行われるものであって、かつ、当該役務提供の対価（当該コインに対応した金額）が特定プラットフォーム事業者を介して収受されるものである場合には、プラットフォーム課税の対象となります。

（注） 特定プラットフォーム事業者において、プラットフォーム課税の対象となる役務提供の時期（コインとアイテム等の交換時期）の把握が困難である場合は、当該特定プラットフォーム事業者は、コインに対応した金額を収受した時に、プラットフォーム課税の対象となる課税売上げを認識することとなります。

この場合には、特定プラットフォーム事業者の指定の効力が生ずる日（プラットフォーム課税の対象となる日）前に、特定プラットフォーム事業者から次の事項が通知されることとなります。

- ・ 特定プラットフォーム事業者の指定の効力が生ずる日以後に発行された前払式支払手段（コイン）に係る消費者向け電気通信利用役務の提供（アイテム等の提供）から、プラットフォーム課税の対象となること
- ・ 同日前に発行された前払式支払手段に係る消費者向け電気通信利用役務の提供については、プラットフォーム課税の対象とならず、引き続き国外事業者の課税売上げとなること

【参考】

○ 資金決済に関する法律（抄）
（定義）

第3条 この章において「前払式支払手段」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 証票、電子機器その他の物（以下この章において「証票等」という。）に記載され、又は電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。以下この項において同じ。）により記録される金額（金額を度その他の単位により換算して表示していると認められる場合の当該単位数を含む。以下この号及び第三項において同じ。）に応ずる対価を得て発行される証票等又は番号、記号その他の符号（電磁的方法により証票等に記録される金額に応ずる対価を得て当該金額の記録の加算が行われるものを含む。）であって、その発行する者又は当該発行する者が指定する者（次号において「発行者等」という。）から物品等を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの代金の弁済のために提示、交付、通知その他の方法により使用することができるもの
- 二 証票等に記載され、又は電磁的方法により記録される物品等又は役務の数量に応ずる対価を得て発行される証票等又は番号、記号その他の符号（電磁的方法により証票等に記録される物品等又は役務の数量に応ずる対価を得て当該数量の記録の加算が行われるものを含む。）であって、発行者等に対して、提示、交付、通知その他の方法により、当該物品等の給付又は当該役務の提供を請求することができるもの

2～10 （省略）

（日本支店がある国外事業者の電気通信利用役務の提供）

問8 当社は、デジタルプラットフォームを介して消費者向け電気通信利用役務の提供を行う国外事業者です。日本国内の消費者等に対する消費者向け電気通信利用役務の提供に係る業務は、主として当社の日本支店が行っていますが、プラットフォーム課税の対象と

なりますか。

【答】

ご質問のように、日本支店が消費者向け電気通信利用役務の提供に係る業務を行っている場合であっても、国外事業者（問2参照）が、日本国内の消費者等に対してデジタルプラットフォームを介して行う消費者向け電気通信利用役務の提供であって、かつ、特定プラットフォーム事業者を介してその対価を収受するものであれば、プラットフォーム課税の対象となります。

（プラットフォーム課税の対象となった場合の申告・納税）

問9 国外事業者が行う消費者向け電気通信利用役務の提供がプラットフォーム課税の対象となった場合、当該国外事業者の消費税の申告納税義務はどのようになりますか。

【答】

国外事業者が行う消費者向け電気通信利用役務の提供がプラットフォーム課税の対象となった場合、その消費者向け電気通信利用役務の提供については、特定プラットフォーム事業者が申告・納税を行うこととなりますので、国外事業者において消費税の申告・納税は不要です（法15の2①）。

なお、プラットフォーム課税の対象となる消費者向け電気通信利用役務の提供のほかに、消費税の課税対象となる取引を行っている場合には、その取引については、消費税の申告・納税が必要となります。

（注） その課税期間の基準期間（個人事業者は前々年、法人は前々事業年度。以下同じ。）

における課税売上が1,000万円以下の場合、納税義務が免除されます。ただし、基準期間における課税売上が1,000万円以下の場合であっても、適格請求書発行事業者の登録を受けている場合や特定期間（個人事業者はその年の前年1月1日から6月30日までの期間、法人は原則、その事業年度の前事業年度開始の日以後6か月の期間。以下同じ。）における課税売上が1,000万円を超える場合など、納税義務が免除されない場合があります（法9①、9の2①）。

（プラットフォーム課税の対象となる電気通信利用役務の提供に係るインボイス交付義務）

問10 当社は国外事業者であり、適格請求書発行事業者（インボイス発行事業者）となっていますが、当社が行う消費者向け電気通信利用役務の提供がプラットフォーム課税の対象となる場合、当該消費者向け電気通信利用役務の提供について、その役務提供の相手方（課税事業者）から適格請求書（インボイス）の交付を求められたときは、当社が適格請求書を交付することとなるのですか。

【答】

プラットフォーム課税の対象となる消費者向け電気通信利用役務の提供については、特定プラットフォーム事業者が行ったものとみなされますので、貴社が適格請求書発行事業者（イ

ンボイス発行事業者)であったとしても、プラットフォーム課税の対象となる消費者向け電気通信利用役務の提供について、貴社において適格請求書(インボイス)の交付義務は生じません。この場合、特定プラットフォーム事業者(適格請求書発行事業者に限ります。)が、その役務の提供の相手方(課税事業者)からの求めに応じて適格請求書を交付することとなります。

(プラットフォーム課税の対象となった場合の基準期間における課税売上高等の算定)

問 11 当社(12月決算)は、デジタルプラットフォームを介して消費者向けにゲームアプリを提供していますが、当該アプリの提供(消費者向け電気通信利用役務の提供)は、令和7年4月1日からプラットフォーム課税の対象となりました。

この場合、令和8年12月期及び令和9年12月期の納税義務の判定に当たって、基準期間における課税売上高に、プラットフォーム課税の対象となる当該アプリの提供の対価の額を含める必要はありますか。

【答】

プラットフォーム課税の対象となる消費者向け電気通信利用役務の提供については、特定プラットフォーム事業者が行ったものとみなされるため、貴社において行った消費者向け電気通信利用役務の提供ではないこととなります(法15の2①)。

ご質問の場合、貴社の行うアプリの提供(消費者向け電気通信利用役務の提供)は、令和7年4月1日からプラットフォーム課税の対象となるとのことですから、令和8年12月期の基準期間(令和6年12月期)における課税売上高には、貴社が行うアプリの提供の対価の額を含めることとなります。

次に、令和9年12月期の基準期間(令和7年12月期)における課税売上高には、令和7年1月から3月までの間に貴社が行うアプリの提供の対価の額を含めますが、プラットフォーム課税の対象となる令和7年4月から12月までの間に行うアプリの提供の対価の額は含めないこととなります。

(参考) 1 特定期間における課税売上高の判定も同様です。

2 国外事業者は、令和6年10月1日以後開始する事業年度に係る特定期間における1,000万円の判定について、課税売上高に代えて、給与等支払額の合計額により行うことはできませんのでご注意ください(法9の2③)。

3 納税義務の判定の結果、課税事業者となった場合であっても、その課税期間において、プラットフォーム課税の対象となる消費者向け電気通信利用役務の提供のほかに課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れがなく、かつ、納付すべき消費税額がない場合は、確定申告書を提出する必要はありません(法45①)。

(プラットフォーム課税対象の消費者向け電気通信利用役務のための課税仕入れの仕入税額控除)

問 12 当社は、デジタルプラットフォームを介して消費者向けにスマートフォンアプリを提

供していますが、当該アプリの提供（消費者向け電気通信利用役務の提供）は、令和7年4月1日からプラットフォーム課税の対象となりました。当社は、日本国内の消費者等に対するアプリの提供に係る業務は、主として当社の日本支店が行っており、当該日本支店の建物の賃借料を支払っていますが、令和7年4月1日以後においても、この建物の賃借（課税仕入れ）に係る消費税額は仕入税額控除の対象となりますか。

【答】

ご質問のように、貴社の行うアプリの提供（消費者向け電気通信利用役務の提供）が令和7年4月1日からプラットフォーム課税の対象となり、貴社において行った消費者向け電気通信利用役務の提供ではないこととなった場合であっても、貴社が日本国内で行う課税仕入れに係る消費税額は、仕入税額控除の対象となります（法30①）。

なお、その日本国内において行う課税仕入れがプラットフォーム課税の対象となる消費者向け電気通信利用役務の提供にのみ要するものである場合には、個別対応方式の適用に当たって、課税資産の譲渡等にのみ要する課税仕入れに区分されます（法30②、令29③、基通11-2-13）。

（プラットフォーム課税の対象となった場合の課税売上割合の計算）

問13 当社（9月決算）は、デジタルプラットフォームを介して消費者向けに音楽配信アプリを提供していますが、当該アプリの提供（消費者向け電気通信利用役務の提供）は、令和7年4月1日からプラットフォーム課税の対象となりました。

この場合、令和7年9月期の課税売上割合の計算はどのようになりますか。

【答】

プラットフォーム課税の対象となる消費者向け電気通信利用役務の提供については、特定プラットフォーム事業者が行ったものとみなされるため、貴社において行った消費者向け電気通信利用役務の提供ではないこととなります（法15の2①）。

ご質問の場合、貴社の行うアプリの提供（消費者向け電気通信利用役務の提供）は、令和7年4月1日からプラットフォーム課税の対象となるとのことですから、令和7年9月期の課税売上割合の計算上、令和6年10月から令和7年3月までの間に貴社が行うアプリの提供の対価の額は含めますが、プラットフォーム課税の対象となる令和7年4月から9月までの間に行うアプリの提供の対価の額は、分母・分子ともに含めないこととなります（法30⑥、令48①）。

（プラットフォーム課税対象の消費者向け電気通信利用役務の提供の対価返還があった場合）

問14 当社は、デジタルプラットフォームを介して消費者向けにゲームアプリを提供していますが、当該アプリの提供（消費者向け電気通信利用役務の提供）は、令和7年4月1日からプラットフォーム課税の対象となりました。

ところで、プラットフォーム課税の対象となる前に行った当該アプリの提供について、

令和7年4月1日以後、その対価の一部の返還等を行った場合、その返還等の金額に係る消費税額を控除することはできるでしょうか。

【答】

ご質問のように、貴社の行うアプリの提供（消費者向け電気通信利用役務の提供）が令和7年4月1日からプラットフォーム課税の対象となった場合であっても、プラットフォーム課税の対象となる前に行ったアプリの提供について、その対価の全部又は一部の返還等が行われた場合には、貴社において当該返還等の金額に係る消費税額を控除することができます（法38①）。

なお、プラットフォーム課税の対象となる消費者向け電気通信利用役務の提供については、特定プラットフォーム事業者が行ったものとみなされるため、プラットフォーム課税の対象となる令和7年4月1日以後に行うアプリの提供について対価の返還等が行われた場合には、貴社において当該返還等の金額に係る消費税額を控除することはできません。

（プラットフォーム課税の対象となった場合の中間申告義務の判定及び中間納付税額の計算）

問 15 当社（3月決算）は、デジタルプラットフォームを介して消費者向けにスマートフォンアプリを提供していますが、当該アプリの提供（消費者向け電気通信利用役務の提供）は、令和7年4月1日からプラットフォーム課税の対象となりました。

この場合、令和8年3月期の中間申告義務の判定及び中間納付税額の計算はどのようになりますか。

【答】

中間申告義務が生じるかどうかは、直前の課税期間の確定消費税額により判定し、また、中間納付税額についても、直前の課税期間の確定消費税額を基礎として算出します（法42①）。

したがって、ご質問のように、貴社の行うアプリの提供（消費者向け電気通信利用役務の提供）が令和7年4月1日からプラットフォーム課税の対象となるとしても、直前の課税期間である令和7年3月期の確定消費税額により、令和8年3月期の中間申告義務の判定及び中間納付税額の計算を行うこととなります。

なお、中間申告対象期間について、直前の課税期間の確定消費税額によらず、仮決算により計算した消費税額等により中間申告・納付を行う場合、中間納付税額の計算に当たって、令和7年4月1日以後に行うプラットフォーム課税の対象となるアプリの提供の対価の額を課税売上げに含める必要はありません（法43①）。

（特定プラットフォーム事業者の指定の解除の確認）

問 16 特定プラットフォーム事業者については、その指定が解除される場合があるとのことですが、指定の解除があったかどうかは、どのように確認すればよいですか。

【答】

国税庁長官は、特定プラットフォーム事業者が一定の要件に該当することとなった場合、そ

の指定を解除することができるかとされています（法 15 の 2 ⑧⑪）。

特定プラットフォーム事業者の指定の解除が行われた場合には、特定プラットフォーム事業者の指定を解除された者から、プラットフォーム課税の対象とならないこととなる消費者向け電気通信利用役務の提供を行う国外事業者に対して、プラットフォーム課税の対象とならないこととなる旨及び対象とならないこととなる年月日を通知することとされていますので、この通知により指定の解除があったかどうかを確認することができます（法 15 の 2 ⑬）。

また、国税庁ホームページにおいても、①特定プラットフォーム事業者の指定が解除された旨、②プラットフォーム課税が適用されないこととなる年月日が公表されます（法 15 の 2 ⑫、令 29④）。

（プラットフォーム課税の対象でなくなった場合の対応）

問 17 プラットフォーム課税の対象であった消費者向け電気通信利用役務の提供について、プラットフォーム課税の対象でなくなった場合、どのような対応が必要ですか。

【答】

プラットフォーム課税の対象とならないこととなる年月日以後に国外事業者が行う消費者向け電気通信利用役務の提供については、当該国外事業者が消費税の申告・納税を行う必要があります。

（注） その課税期間の基準期間における課税売上高が 1,000 万円以下の場合、納税義務が免除されます。ただし、基準期間における課税売上高が 1,000 万円以下の場合であっても、適格請求書発行事業者の登録を受けている場合や特定期間における課税売上高が 1,000 万円を超える場合など、納税義務が免除されない場合があります。

また、その消費者向け電気通信利用役務の提供を行う国外事業者が適格請求書発行事業者（インボイス発行事業者）である場合は、プラットフォーム課税の対象とならないこととなる年月日以後に行う消費者向け電気通信利用役務の提供について、その役務の提供の相手方（課税事業者）からの求めに応じて適格請求書（インボイス）を交付する必要があります。

（特定プラットフォーム事業者の指定解除時における国外事業者の納税義務の判定）

問 18 当社（12 月決算）が行う消費者向け電気通信利用役務の提供については、これまでプラットフォーム課税の対象となっていました。特定プラットフォーム事業者の指定が解除され、令和 14 年 4 月 1 日からプラットフォーム課税の対象とならないこととなります。

この場合、令和 15 年 12 月期及び令和 16 年 12 月期の納税義務の判定に当たって、基準期間における課税売上高に、プラットフォーム課税の対象となっていた消費者向け電気通信利用役務の提供の対価の額を含める必要はありますか。

【答】

プラットフォーム課税の対象となる消費者向け電気通信利用役務の提供については、特定

プラットフォーム事業者が行ったものとみなされるため、貴社において行った消費者向け電気通信利用役務の提供ではないこととなります（法 15 の 2 ①）。

したがって、ご質問の場合、貴社の行う消費者向け電気通信利用役務の提供は、令和 14 年 4 月 1 日からプラットフォーム課税の対象とならなくなるとのことから、貴社の令和 15 年 12 月期の基準期間（令和 13 年 12 月期）における課税売上高には、プラットフォーム課税の対象となる消費者向け電気通信利用役務の提供の対価の額は含めないこととなります。

次に、令和 16 年 12 月期の基準期間（令和 14 年 12 月期）における課税売上高には、プラットフォーム課税の対象となる令和 14 年 1 月から 3 月までの間に行う消費者向け電気通信利用役務の提供の対価の額は含めませんが、プラットフォーム課税の対象とならない令和 14 年 4 月から 12 月までの間に貴社が行う消費者向け電気通信利用役務の提供の対価の額は含めることとなります。

（参考） 特定期間における課税売上高の判定も同様です。